

■ 和光市生涯学習推進庁内調整会議設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習に係る庁内関係課所等の連携協力を図り、和光市の生涯学習を総合的かつ体系的に推進するため、和光市生涯学習推進庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の推進に関する基本構想・基本計画案の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に係る庁内関係課所等の施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 生涯学習に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 和光市生涯学習推進本部から指示された事項に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 会長は、学校教育課長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、政策課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、秘書課、市政情報課、人権文化課、総務課、くらし安全課、職員課、財政課、課税課、収納課、戸籍住民課、地域振興課、スポーツ青少年課、環境課、資源リサイクル課、社会福祉課、こども福祉課、長寿あんしん課、保険医療課、保健センター、都市整備課、道路安全課、建築課、下水道課、教育総務課、各公民館及び図書館の長又は課長補佐（課長又は課長補佐に相当する職を含む。）の職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、調整会議を代表し、調整会議の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、調整会議の会議に委員等以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 調整会議に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。